

«開発許可後に次の書類の提出をお願いします。»

- ・開発行為許可通知書(写し)
- ・工程表(任意様式)
- ・緊急時連絡体制表(任意様式)

※必ず現場責任者名及び連絡先の記載をお願いします。

- ・開発行為許可標識の設置写真(設置場所が分かる写真)
- ・工事着手前に地元等へ配布されるお知らせ等がある場合はその
文書

なお、当該書類につきましては郵送若しくはファックス等でも結構です。

また、道路及び排水施設、安全施設等について、構造や設置の要否について、施工中に中間検査を受けられることをおすすめします。
なお、中間検査については、関係課に直接依頼をしてください。